

避難確保計画について

(1) 平成29年及び令和3年の水防法等の改正について

■改正の概要

- 下記の＜対象施設＞について、次の事項を義務化
 - ✓ 避難確保計画の作成
 - ✓ 避難確保計画の市町村への報告
 - ✓ 避難訓練の実施
 - ✓ 「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村に報告すること

＜対象施設＞

- 浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設

避難確保計画について

(2) 避難確保計画の作成・報告について

対象施設であるかどうか
の確認

- ・ 要配慮者利用施設一覧（益田市HP）

＜対象施設である場合＞
避難確保計画の作成
及び市への報告

- ・ 避難確保計画作成の手引き（益田市HP）
- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

避難訓練の実施
避難訓練の結果の報告

- ・ 益田市高齢者福祉課事業者指導係又は益田市危機管理課へ

➤ 要配慮者利用施設一覧及び避難確保計画作成の手引きについては、下記掲載場所をご確認ください。

【トップページ＞くらし・手続き＞防災＞防災に関する計画等＞計画等＞避難確保計画の作成について】

避難確保計画について (3) 参考

事務連絡
令和4年 7月14日

関係者各位

益田市総務部危機管理課長
(公印省略)

避難確保計画に基づいた避難訓練実施報告書の提出について（お願い）

平素より、益田市の防災行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日法律第31号）が施行され、水防法等に基づき益田市防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者（「管理者等」という。）に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

また、令和3年7月15日に水防法及び土砂災害防止法の改正が施行されました。それに伴い、「避難確保計画」に基づいた避難訓練を実施した場合、その結果を市町村に報告することが義務化されました。

このことにつきまして、要配慮者利用施設の管理者等の皆さまには、避難確保計画に基づいた避難訓練実施報告書の提出をお願い申し上げます。

提出方法につきましては、メール又は、FAXでも可能です。
また、ご不明点等がございましたら、担当者までご連絡頂きますよう、よろしくお願いたします。

記

※データについては益田市役所のホームページに掲載あります。
益田市役所ホームページ → くらし・手続き → 防災 → 防災に関する
計画等 → 計画等 → 避難確保計画の作成について

益田市総務部危機管理課
担当 堀本・田部
TEL 0856-31-0601
FAX 0856-23-5001
メール kikikanri@city.masuda.lg.jp

訓練実施結果報告書

施 設 名					
実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで				
実 施 場 所					
想 定 災 害 (該当する□にチェックをする。)	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害 ()				
訓 練 種 類 ・ 内 容 (該当する□にチェックをする。)	☐ 図上訓練		☐ 情報伝達訓練		
	☐ 避難経路の確認訓練		☐ 立退き避難訓練		
	☐ 垂直避難訓練		☐ 持ち出し品の確認訓練		
	☐ その他 ()				
	(訓練内容を適時自由記載)				
訓 練 参 加 者 ・ 参 加 人 数	従業員 (全員・一部) 名 (うちパート・アルバイト 名)				
	施設利用者 (全員・一部) 名 (うち通所者 名)				
	その他訓練参加者：施設利用者の家族 名				
	地域の協力者 名				
	その他 名				
訓 練 実 施 責 任 者	職 氏名				
確 認 事 項	☐ 避難支援に要した人数		名	☐ 避難に要した時間	時間 分
	☐ 避難先や避難経路の安全性				
	その他				
訓練によって確認された課題とその改善方法等					
訓 練 記 録 作 成 者	職 氏名				